

「千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第4弾）」の給付額を増額します

千葉市では、エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けた中小企業者を支援する市独自の支援金（第4弾）について、給付金額を1万円増額し、11万円としますので、お知らせします。

1 趣旨

エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響で厳しい経営環境が続く中小企業者の事業継続を支援するため、市独自の支援金として、「千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金（第4弾）」を実施しています。

中東情勢等の影響により、原材料価格等が急激に上昇しているため、中小企業者の事業継続に対するさらなる支援が必要であることから、令和8年4月分として支援金を増額します。

2 給付額

1者当たり11万円（1万円増）

3 事業概要

増額前と同様です。なお、増額分に係る別途の申請手続きは不要です。

（1）給付要件

以下のア～ウにすべて該当する中小企業者

ア 令和7年4月から令和8年3月までの任意の1カ月において、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油の合計金額が3万円以上あること。

ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、令和7年4月から令和8年3月までの連続する3カ月において、月平均で50万円以上あること。

イ 法人の場合 市内に本店（法人税の納税地）を有すること。

個人事業者の場合 市内に住所（住民票）を有すること、または市内に主たる事業所を有すること。

ウ 今後も市内で事業継続する意思があること。

（2）申請受付期間

令和8年5月8日（金）～8月31日（月）

（3）申請方法

オンラインまたは郵送で申請してください。

申請書類は、市役所高層棟7階産業支援課および各区役所に配架するほか、市ホームページに掲載しています。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/energy-sienkin.html>



(4) 申請サポート（問い合わせ先）

千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局（委託事業者 株式会社 JTB千葉支店）において、コールセンターおよび面会またはオンラインによる相談ができる対面相談窓口を開設してします。

ア コールセンター

電話 043-201-6800

イ 対面相談窓口

場所 千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4階
JTB千葉支店内

※対面相談を受ける場合には、面会またはオンラインいずれにおいても事前予約が必要です。名称（法人は法人名、個人は屋号）、担当者名、電話番号、メールアドレスまたはFAX番号、希望日時をメールまたはFAXで送信してください。

メール chibacity-chushoenergy@jtb.com

FAX 043-201-6828

※対応時間は（ア）、（イ）いずれも平日9：00～17：00

<参考>第1弾・第2弾・第3弾との比較

	第1弾	第2弾	第3弾	第4弾（今回）
目的	エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた事業者向けに支援金を創設し、市内中小企業者の事業継続を支援する。			
対象者	中小企業者（中小企業基本法による個人事業者、会社、組合、NPO法人等）			
支援対象期間	令和5年4月～9月	令和5年10月～令和6年3月	令和6年4月～令和7年3月	令和7年4月～令和8年4月
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月から令和8年3月までの任意の1カ月において、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油の合計金額が3万円以上あること。 ・ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃を含んだ合計金額が、連続する3カ月において月平均で50万円以上であること。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・法人 市内に本店（法人税の納税地）を有すること ・個人事業者 市内に住所（住民票）を有すること、または市内に主たる事業所を有すること <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も市内で事業継続する意思があること 			
給付金額	10万円	5万円	5万円	<u>11万円</u> (1万円増)
申請受付期間	令和5年8月25日～12月15日 受付終了	令和6年1月31日～6月14日 受付終了	令和7年5月9日～8月29日 受付終了	令和8年5月8日～8月31日